○総務省告示第四百十八号

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百二十八号）の施行に伴い、平成二十三年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

総務大臣　山本　早苗

平成二十三年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率を定める件）は、廃止する。

附　則

1　この告示は、平成二十六年十二月一日から施行する。

2　この告示の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間における地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の三第二項及び第三項の規定により総務大臣が定める率については、なお従前の例による。

○総務省告示第四百十九号

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百二十八号）附則第五条第一項の規定により総務大臣が定める率を次のように定め、平成二十六年十二月一日から施行する。

平成二十六年十一月二十八日

総務大臣　山本　早苗

千分の〇・二〇

○総務省告示第四百二十号

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百二十八号）の施行に伴い、平成二十六年総務省告示第百三十二号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

総務大臣　山本　早苗

平成二十六年総務省告示第百三十二号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件）は、廃止する。

附　則

1　この告示は、平成二十六年十二月一日から施行する。

2　この告示の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間における地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部を改正する政令附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率については、なお従前の例による。

○法務省告示第五百十五号

北海道足寄郡陸別町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年十一月二十八日

法務大臣　上川　陽子

北海道足寄郡陸別町字陸別基線三百十四番地

早坂　秀雄

○法務省告示第五百十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年法務省告示第百二十六号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十八日

法務大臣　上川　陽子

別表第三に次の一号を加える。

十二　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項又は第二十六条第一項

別表第四の1第三号中「制度」を「事業」に改め、同表の1に次の一号を加える。

八　ICTイノベーション創出チャレンジプログラム

別表第四の2中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号中「推進本部」を「推進本部関連事業」に改め、同号を第十五号とし、第十九号を第十六号とし、第二十号から第二十四号までを三号ずつ繰り上げ、第二十五号中「若手研究者戦略的海外派遣」を「戦略的国際研究ネットワーク推進」に改め、同号を第二十二号とし、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号から第四十一号までを三号ずつ繰り上げ、第四十二号を削り、第四十三号を第三十九号とし、第四十四号中「プログラム」を「プログラム・脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト」に改め、同号を第四十号とし、第四十五号を第四十一号とし、第四十六号から第五十一号までを四号ずつ繰り上げ、第五十二号を削り、第五十三号を第四十八号とし、第五十四号を第四十九号とし、第五十五号を第五十号とし、第五十六号を削り、第五十七号を第五十一号とし、第五十八号から第六十一号までを六号ずつ繰り上げ、同表の2に次の五号を加える。

五十六　再生医療実現拠点ネットワークプログラム

五十七　革新的バイオ医療品創出基盤技術開発事業

五十八　宇宙科学に係る学術研究・実験等

五十九　月・探査ミッション研究・推進

六十　航空科学技術に係る研究開発

別表第四の3第一号を次のように改める。

一　独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等勘定運営費交付金（医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業）

別表第四の3に次の一号を加える。

十五　厚生労働科学研究委託費

別表第四の5中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号から第十七号までを削り、第十八号を第十四号とし、第十九号から第二十七号までを四号ずつ繰り上げ、第二十八号から第三十号までを削り、第三十一号を第二十四号とし、第三十二号から第三十七号までを七号ずつ繰り上げ、第三十八号及び第三十九号を削り、第四十号を第三十一号とし、第四十一号から第五十号までを九号ずつ繰り上げ、第五十一号を削り、第五十二号を第四十二号とし、第五十三号から第五十六号までを十号ずつ繰り上げ、第五十七号を削り、第五十八号を第四十七号とし、第五十九号を第四十八号とし、第六十号を削り、第六十一号を第四十九号とし、第六十二号から第七十四号までを十二号ずつ繰り上げ、第七十五号を次のように改め、同号を第六十三号とする。

七十五　ナノ炭素材料実用化プロジェクト

別表第四の5中第七十六号を第六十四号とし、第七十七号から第九十二号までを十二号ずつ繰り上げ、第九十三号を削り、第九十四号を第八十一号とし、第九十五号を第八十二号とし、第九十六号及び第九十七号を削り、第九十八号を第八十三号とし、第九十九号から第百十六号までを十五号ずつ繰り上げ、第百十七号を削り、第百十八号を次のように改め、同号を第百二号とする。

百十八　対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（グローバル企業立地推進事業）

別表第四の5中第百十九号を第百三号とし、第百二十号を削り、第百二十一号を第百四号とし、第百二十二号を第百五号とし、第百二十三号を削り、第百二十四号を第百六号とし、第百二十五号から第百三十号までを十八号ずつ繰り上げ、第百三十一号及び第百三十二号を削り、第百三十三号を第百十三号とし、第百三十四号から第百三十六号までを二十号ずつ繰り上げ、第百三十七号から第百三十九号までを削り、第百四十号中「省エネルギー型ロジスティクス等」を「省エネルギー型ロジスティクス等」に改め、同号を第百十七号とし、第百四十一号を第百十八号とし、第百四十二号及び第百四十三号を削り、第百四十四号を第百十九号とし、第百四十五号を第百二十号とし、第百四十六号を第百二十一号とし、第百四十七号を削り、第百四十八号を第百二十二号とし、第百四十九号を削り、第百五十号を第百二十三号とし、第百五十一号中「地域新産業戦略推進」を「地域資源活用ネットワーク構築」に改め、同号を第百二十四号とし、第百五十二号を削り、第百五十三号を第百二十五号とし、第百五十四号から第百五十六号までを二十八号ずつ繰り上げ、第百五十七号中「中小企業海外展開総合」を「小規模事業者等ＪＡＰＡＮブランド育成・地域産業資源活用」に改め、同号を第百二十九号とし、第百五十八号を第百三十号とし、第百五十九号中「日米等エネルギー環境技術研究・標準化」を「日米等エネルギー技術開発」に改め、同号を第百三十一号とし、第百六十号を第百三十二号とし、第百六十一号を削り、第百六十二号を第百三十三号とし、第百六十三号及び第百六十四号を削り、第百六十五号を第百三十四号とし、第百六十六号を第百三十五号とし、第百六十七号を第百三十六号とし、第百六十八号及び第百六十九号を削り、第百七十号を第百三十七号とし、同表の5に次の十九号を加える。

百三十八　インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト